

第 25 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 29 年 12 月 19 日（火） 国立印刷局本局大会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院社会科学研究院教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 岩橋 史明（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 坂本 剛（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成 29 年度上半期契約の点検 平成 29 年度上半期に契約締結した案件のうち、新規の競争性のない随意契約（2 件）及び 2 か年度連続して応札者又は応募者が 1 者しかない契約（31 件）（全 33 件） 2 平成 29 年度調達等合理化計画に基づく随意契約方式への移行について 更なる合理的な契約方式へ移行する公募案件（1 件）

議 事 等	内 容	
1 平成 29 年度上半期契約の点検	効率的に審議を行うため、以下の方法で行った。 (1) 全 33 件の中から、個別に審議する契約案件を栗田委員長代理が選定 (2) 選定された個別案件の契約を 1 件ごとに審議 (3) 選定された個別案件以外の契約については、従前の審議及び個別案件の審議を踏まえて点検を実施した内容について審議	
個別案件	4 件	新規の競争性のない随意契約案件 2 件、2 か年度連続一者応札・一者応募案件から 2 件が選定され、合計 4 件について個別審議を行った。
新規の競争性のない随意契約案件	2 件	「インキ製造設備」 「金属粉顔料ペースト」
2 か年度連続一者応札・一者応募案件	2 件	「S ニッケルペレットアノード」 「ネットワーク監視サービス及びインシデント対応サービスの提供」
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり。	
個別案件以外	個別案件以外の 29 件の契約について点検を実施した内容について審議を行った。 ・ 委員からは、点検の実施結果について、特に異論はなかった。	

議 事 等	内 容
2 平成29年度調達等合理化計画に基づく随意契約方式への移行について	<p>更なる合理的な契約方式へ移行する公募案件（「損紙処理装置に係る保守点検作業及び修繕」）について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員からの意見・質問、それに対する回答は、別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容等	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度上半期契約について、意見の具申又は勧告はなかった。 「平成29年度調達等合理化計画に基づく随意契約方式への移行について」は、原案どおり了承された。

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 1 【新規の競争性のない随意契約案件】 「インキ製造設備」</p> <p>平成16年度に調達した際は、随意契約だったのか。</p> <p>予定価格は、どのように積算しているのか。</p> <p>今回随意契約とするに当たり、価格交渉は行ったのか。また、その結果はどうだったのか。</p>	<p>平成16年度に「インキ製造設備」を調達した際は、製造メーカーが特許権を有していたため、特許による排他的権利を理由とする随意契約により調達した。</p> <p>製造メーカーから徴収した見積書等を参考に作成した概算書に基づき、予定価格を積算している。</p> <p>価格交渉を行っており、当初提示額に対し交渉の結果、1台当たり200万円の削減となった。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 【新規の競争性のない随意契約案件】 「金属粉顔料ペースト」</p> <p>研究所で使用することであるが、研究を進めていく上で、今後も引き続き購入する予定はあるのか。</p> <p>契約の相手方として、メーカーが指定する唯一の販売代理店である会社を選定しているが、この会社が唯一の販売代理店でなくなるとどうするのか。</p>	<p>今後、新しい製品が出てくれば、原材料として利用可能かテストをするために購入していきたいと考えている。現時点ではこの原材料を引き続き購入するかは未定である。</p> <p>メーカーが指定する唯一の販売代理店であることを証明する代理店証明書がなくなれば、まずは一般競争入札による手続を進めることとなる。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 【2か年度連続一者応札・一者応募案件】 「Sニッケルペレットアノード」</p> <p>東京工場及び小田原工場の契約で落札率及び単価が異なる理由は何か。</p> <p>より全体の調達コストを抑制するためには、価格変動を勘案しながら購入時期の調整することや契約を一括として納入場所を工場別に指定するなどを検討すべきではないか。</p> <p>仕様書で特定の会社製の製品と同等品以上のものという指定をしている理由は何か。</p>	<p>2つの契約は調達時期が異なり、市場価格の変動による影響を受けたことによるものである。</p> <p>原材料の調達については、在庫をあまり持たないよう、必要の都度購入することとしている。市況変動の激しい原材料については、契約部門で日々の市場価格の変動を見越して購入時期を設定することは難しく、スポットで購入することが結果的には市況に沿った現実的な購入方法である。なお、一括契約については、在庫の状況等を確認し、より効率的であれば検討していきたい。</p> <p>原材料の使用に当たっては、ニッケル純度等の厳密な成分規格が求められており、その厳密な基準を満たしているためである。</p>

<p>◇個別契約案件審議 4 【2か年度連続一者応札・一者応募案件】 「ネットワーク監視サービス及びインシデント対応サービスの提供」</p> <p>契約相手方の競争参加資格の等級は何か。</p> <p>予定価格に対応する等級が「C」の契約について、「A」等級の業者がとったということか。</p>	<p>契約相手方は、「A」等級である。</p> <p>そのとおりである。競争参加資格の拡大を行い、応札者が多く入れるようにしたが、「A」等級の業者一者しか応募がなかった。</p>
<p>◇調達等合理化計画に基づく随意契約方式への移行についての審議案件 【更なる合理的な契約方式へ移行する公募案件】 「損紙処理装置に係る保守点検作業及び修繕」</p> <p>損紙処理装置本体は、一般競争入札で調達されているが、今後随意契約により更新した場合には、今回提示した随意契約へ移行する要件を充たさないこととなるが、別の理由により調達することになるのか。</p>	<p>その場合、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第3号「当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修繕、改造若しくは保守点検等を行うことができない場合」に基づき随意契約により調達することとなる。</p>